

# 教育民生委員会所管事務調査報告書

## 【はじめに】

少子高齢化が進む中で高齢化対策と併せて子育て支援施策は重要度を増している。また、現在の経済・社会情勢から、子どもを持つ親として、特に働く女性が増えている状況であり、子育て支援施策の中でも学童保育所の存在意義は、ますます重要になっている。

亀山市内には11小学校あるが、この内9小学校に10箇所（井田川は2箇所）の学童保育所があり、公設・民営が4箇所、民設・民営が6箇所の状況である。

また、今年度からスタートした第1次亀山市総合計画後期基本計画では、「子育て支援」の中に「学童保育所や放課後子ども教室の充実に努める」とされている。

教育民生委員会では、こうした背景を踏まえ、「子育て支援施策」全般を見ながら、その中での「学童保育所の位置づけについて」をテーマに設定し、学童保育所の課題、問題点について調査・研究を行い、学童保育所の充実に向け検討した結果を以下のとおり報告する。

## 【現状把握】

まず、亀山市の「子育て支援施策」全般を把握するため、市が実施している全ての「子育て支援施策」の資料（事業名、事業概要、概算事業費、財源、主担当室など）を健康福祉部に求め、教育委員会にも出席を求めて聞き取りを行った。

同時に、児童福祉法など学童保育所の法的な位置づけや市内の学童保育所の現状（名称、住所、事業形態、開設日、入所児童数、指導員数と待遇、保育料など）についても子ども家庭室から聞き取りを行った。

また、7月には、市内の公設1箇所と問題が大きいと思われる民設の3箇所の学童保育所を選び、主に建物、設備や立地環境などを視察した。

公設は小学校の敷地内にあり、学童保育所として建てられたため大きな問題はなかったが、民設はそれぞれ大きな問題を抱えていた。神辺小学校区のやなぎっ子は、コミュニティセンターの一室を借りているため、コミュニティがその部屋を使う場合は、近くの神辺小学校の視聴覚室へ遊具を持って移動することが年間20日ほどある。昼生小学校区の遊友クラブは開設当初は9人だったが現在は20人に増え、全員が入ると窮屈で十分な活動ができない。また、プレハブ構造で屋根の熱が直に天井に伝わり夏は大変暑い。西小学校区のおひさまは、学校から遠く離れた民家を借りているため、子どもの足で40分もかかる場所にある。その上、この民家の耐震診断の結果は、0.37と診断され地震による倒壊の危険がある。

以上のとおり視察をした民設3箇所の学童保育所は、いずれも学童保育所として建てられたものではないが、児童福祉法に基づく「適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」とは言い難いものである。

## 【行政視察】

教育民生委員会では、調査・研究テーマに沿った先進地として、平成24年5月29日に長野県松本市の公設・公営と民設・民営の学童保育所を視察した。

松本市の放課後児童対策としては、小・中・高校生を対象とした居場所づくりの施設として27館ある児童館や児童センターを開放している。

公設・公営の学童保育所では、小学校の空き教室を利用し、1年から6年までの児童を預かり、4つの教室を利用しているため、施設面では充実しており、職員体制もとれていた。

また、民設・民営の学童保育所は、建物が古く児童数からすれば窮屈だが、公設・公営にはない手作りおやつや、さまざまな行事を保護者とともに行うことで家庭的な雰囲気を大切にしている。

松本市の学童保育所は、40年ほどの歴史があり運営も強い思いで行われている。一小学校区に公設・公営と民設・民営の学童保育所が、それぞれ存在していたのには驚いた。さらに民設・民営の学童保育所がNPOを立ち上げ、資金面や指導員の欠員対応、補助金申請などの事務処理の一元化など共同経営を行っているのも大きな特徴である。

## 【市民との意見交換会】

8月に学童保育所を運営している側として、亀山市学童保育所連絡協議会と学童保育所を利用している保護者がいる団体として、連合三重亀山地域協議会と亀山市PTA連合会の各団体に参加をいただき、意見交換会を行った。

## 『出された主な意見』

(1) 公設、民設などの運営形態での問題点、課題などについて

- ①休養室がない。指定管理者制度になっているが、学童保育所はなじまない。
- ②建物を借りているため（民設）最小限しか改装ができず、トイレが大人用であったり外回りがコンクリートであったりして、子どもが暮らす場所に向いていない。
- ③コミュニティセンターの一室を借りているため使用上の制約が出る。
- ④耐震診断の結果、0.37だった。公設でできないのか。指導員の給与も少ない。
- ⑤空き教室を利用すべき。学童保育所はできれば公設にすべきである。
- ⑥学童保育所は安心して預けられる施設に。耐震性が確保されず、学童保育所までの距離が遠く地震の時が心配。公設での検討を願いたい。

(2) 子育て支援施策の中での学童保育所の位置づけ、役割などについて

- ①学童保育所があることで親が安心して働ける。異年齢の子どもと過ごすことなどで子どもの成長や生きる力がつく。
- ②学童保育所は学校と家庭の中間の場所で、地域での子育ての場所である。
- ③学童保育所は、保護者との話し合いの中で運営されており、保護者との協働事業でキャンプなどをやっている。保護者も子どもも学ぶ場になっている。
- ④保護者にとって安心・安全な学童保育所であることが大事。また保護者の勤務時間に応じた保育を望む。
- ⑤公費の支出も必要である。
- ⑥補助金については国、県、市がそれぞれ3分の1ずつの負担割合になっているが、市単独分として増やすことも必要である。
- ⑦10人未満の学童保育所は3年経つと補助金がなくなり、運営できない。

### 【検討結果のまとめ】

教育民生委員会では、「子育て支援施策」全般を見ながら、その中での「学童保育所の位置づけについて」をテーマとし、9回の委員会を開催し、協議するとともに行政視察も行ってきた。

その結果、学童保育所に関する課題、問題点は以下のとおりである。

(1) 「子育て支援施策」の中での学童保育所の位置づけについては、学童保育所は親が安心して働くための事業として、また、子どもに「適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る」事業として児童福祉法で位置づけられている。同時にこうした事業により子どもの成長や生きる力を育み、親の交流や地域での子育ての場ともなっている。

しかし、現状は市としてこうした位置づけが十分ではなく、施設、設備や補助金など様々な課題、問題点を抱えている。後期基本計画に「学童保育所の充実」が謳われているが、具体的な実施計画が示されていないのもこうしたことを反映している。さらに福祉と教育の連携も十分とは言えない。

(2) 民設の学童保育所が抱えている問題については、借用のため長期間の使用に不安があること、子どもの生活の場への改造（改装）が十分にできないこと、施設の安全面で問題があっても公費で修繕等ができないこと、さらに学校との距離が遠い学童保育所があることなど学童保育所としての施設や環境に重大な問題も存在している。

(3) 公設、民設を問わず、市内の学童保育所が抱えている問題については、小規模な学童保育所では児童数により補助金が打ち切られる不安があることや国や県の基準による補助金だけでは十分な運営ができないという問題がある。

よって、教育民生委員会として学童保育所を充実させるため、下記のとおり市長に対して提言を求める。

## 記

1. 「子育て支援施策」の中での学童保育所の位置づけを明確にし、福祉と教育との連携をより強化し、後期基本計画に掲げた「学童保育所の充実」の具体化を示すこと。
2. 学童保育所の施設については公設を基本とし、民設とする場合には、学校からの距離、建物の耐震性、子どもが生活する場として適切かどうかなどの具体的な基準を定め、それに適合したものとする。また、今後、改築が予定される小学校には、敷地内に学童保育所のスペースを確保すること。
3. 国、県、市の補助金の負担割合にとらわれず、市単独の負担も含め運営経費の拡充を図ること。